

議案第18号

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月4日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景および趣旨

被災者生活再建支援法において、中規模半壊の世帯を支給対象に加えるよう制度が拡充されたことに伴い、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が改正されたことから、この改正に伴う関連箇所について、町条例を改正する。

2 改正内容

- (1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給対象に、中規模半壊の世帯を加えるよう制度が拡充されたことに伴い、日野町被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入の対象者を、半壊世帯のうち国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者とする。
- (2) 給付金の対象事業の交付基準額を、国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。
- (3) 鳥取県被災者住宅再建等支援条例において、一部損壊世帯のうち住宅の建設又は購入する世帯に対する支援を新設するよう制度が拡充されたことに伴い、次の対象事業を新たに給付金の交付対象とする。

区分	対象事業	交付基準額
日野町被災者住宅再建等支援金	一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入	30万円

<国制度の改正内容>

改正前		改正後	
全壊 (50%以上)	建設 補修 最大300万円 最大200万円	全壊 (50%以上)	建設 補修 最大300万円 最大200万円
大規模半壊 (40%以上)	建設 補修 最大250万円 最大150万円	大規模半壊 (40%以上)	建設 補修 最大250万円 最大150万円
半壊 (20%以上)	支援金なし	中規模半壊 (30%以上)	建設 最大100万円 補修 最大 50万円
一部損壊 (20%未満)	支援金なし	半壊 (20%以上)	支援金なし
		一部損壊 (20%未満)	支援金なし

<国制度改正後の県制度による支援（鳥取県被災者住宅再建等支援金）>

住宅 再建 の 方法	世帯 人數	損傷の程度						
		全壊 (50%以上)	大規模半壊 (40%以上)	半壊		一部損壊		
				30%以上	20%以上	10%以上	5%以上	5%未満
建設 又 は購 入	複数	300万円	250万円	100万円※	100万円	<u>30万円</u>		
	単身	225万円	187.5万円	75万円※	75万円			
補 修	複数	200万円	150万円	上限100万円 ※	上限100万円	上限30万円 (応急修理を受けることができる場合にあっては、応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)	5万円	2万円
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円※	上限75万円			

※半壊（損害割合30%以上）は、国制度による支援金の額を控除した額とする。

【参考】日野町被災者住宅再建等支援条例に基づく損壊区分及び支援金の別

区分	被害の程度	支援金の別
全壊	・全壊したもの（被害割合50%以上のもの） ・半壊又は敷地被害により解体に至ったもの ・居住不能の状態が長期継続するもの	
大規模半壊	半壊し、大規模改修が必要なもの（被害割合40%以上のもの）	被災者住宅再建等支援金
中規模半壊	被害割合30%以上のもの	
半壊	被害割合20%以上のもの	
一部損壊	被害割合10%以上20%未満のもの	
一部損壊 (軽微)	被害割合10%未満のもの	被災者住宅修繕促進支援金

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

日野町被災者住宅再建等支援条例（平成20年日野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。 (1)・(2) 略 (3) 全壊世帯 指定自然災害(法第2条第2号)の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもののうち、法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金(以下「国支援金」という。)の支給の対象とならないものという。 ア～ウ 略 (4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、国支援金の支給の対象となるもの(前号及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。 (5)・(6) 略 (支援金の交付) 第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金を、同各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において交付する。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。 (1)・(2) 略 (3) 全壊世帯 指定自然災害(法第2条第2号)の政令で定める自然災害を除く。次号において同じ。)により被害を受けた世帯であって、次に掲げるものをいう。 ア～ウ 略 (4) 大規模半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第2条第2号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯(前号イ及びウに掲げる世帯を除く。)をいう。 (5)・(6) 略 (支援金の交付) 第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金を、同各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において交付する。

(1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。）に対し交付するもの（国支援金の支給の対象となる場合については、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零。）をいう。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（うち、国支援金の支給の対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第9号に係るもの）の交付を受けない者（町長が別に定めるものに限る。）であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

2 略

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
略				
(5) 半壊世帯の居宅 に代わる住宅（町 内に設置されるも	半壊世帯のうち の支給の対象	2年	補修に要する 経費(100万円 (単数世帯に	3年 に代わる住宅（町 内に設置されるも

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
略				
(5) 半壊世帯の居宅 に代わる住宅（町 内に設置されるも	半壊世帯のうち の支給の対象	2年	補修に要する 経費(100万円 (単数世帯に	3年 に代わる住宅（町 内に設置されるも

(1) 被災者住宅再建等支援金（別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者（発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに、当該事業について支援金の交付を申請する者に限る。）に対して交付するものをいう。）

(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るもの）の交付を受けない者（町長が別に定めるものに限る。）であつて、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

2 略

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
略				
(5) 半壊世帯の居宅 に代わる住宅（町 内に設置されるも	半壊世帯のうち の支給の対象	2年	補修に要する 経費(100万円 (単数世帯に	3年 に代わる住宅（町 内に設置されるも

(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	については、75万円)を限度とする。)	に限り、賃貸住宅にあっては、町長が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	(町長が別に定めるものに限る。)	については、75万円)を限度とする。)
(7) 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅(当該居宅の所在する市町村の区域内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、知事が別に定めるものに限る。)の建設又は購入	3年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(知事が別に定めるものに限る。)	30万円	半壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)	2年	半壊世帯の世帯主又は当該住宅の所有者(町長が別に定めるものに限る。)
						補修に要する経費(30万円を限度とする。)

(8) 略						(7) 略			
(9) 略						(8) 略			
(10) (1)から(9)まで に掲げるもののほか、町長が知事と協議して別に定める事業						(9) (1)から(8)まで に掲げるもののほか、町長が知事と協議して別に定める事業			

備考 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。